

平塚市成年後見制度利用促進協議会 議事録

日 時 令和2年9月14日（月）14：00～15：40

場 所 平塚市役所本館5階 519会議室

出席委員 町川委員、浅沼委員、田中委員、鳥塚委員、村田委員、菅野委員、菊地委員、栗田委員、長橋委員

事務局 平塚市福祉部 岩崎福祉部長
福祉総務課 小菅課長、山崎課長代理、木村主査、神戸主事補
高齢福祉課 岩本課長代理、大川担当長、渡邊主査
障がい福祉課 村田課長代理
生活福祉課 白井課長代理
平塚市社会福祉協議会 高橋事務局長、露木次長兼課長、
成年後見利用支援センター 中田副センター長、田中班長、馬場主任専門員

傍聴者 0人

（議題）

- 1 成年後見制度利用促進に関する平塚市の取組について
 - ア 平塚市成年後見利用支援センター事業について
 - イ 市長申立て、報酬助成について
- 2 中核機関、地域連携ネットワークの在り方について
- 3 その他
平塚市高齢者福祉計画（介護保険事業計画[第8期]）について

【配布資料】

- ・平塚市附属機関設置条例
 - ・平塚市成年後見制度利用促進協議会規則
 - ・平塚市成年後見利用支援センター設置規則
 - ・次第・名簿
- （資料 1-1～1-3）令和元年度センター事業実績
（資料 2-1～2-7）令和2年度センター事業計画、実績、市民後見人養成等
（資料 3-1～3-3）成年後見制度利用促進に係る市の取組、要綱等
（資料 4-1～4-4）中核機関の設置検討について等
（資料 5）平塚市高齢者福祉計画（介護保険事業計画[第8期]）について

- 開催に先立ち、会議の成立及び公開等について事務局から説明

これより会長による議事進行

- ア 成年後見利用支援センター事業について、資料 1-1 から 2-7 まで成年後見利用支援センター（以下「センター」という。）班長から説明
- イ 市長申立て、報酬助成について、資料 3-1 から 3-3 まで市担当者から説明。

【質疑】

委員

報酬助成の件数が年度で示されているが、その年度の助成数ということになるのか。ずっと続いて助成している人はいるのかどうかを伺いたい。

事務局

市で報酬助成をすることが妥当かどうかを検討する会議があり、その会議で、申請があったものに対して決定した件数となっています。助成期間については、裁判所の方で 1 年程度など区切ってくるので、それに応じて決定しています。継続して助成している方もいれば、初めての方もいます。

委員

同じ人が入っている可能性もあるということですか。

事務局

はい、そういう方もいます。

委員

資料 2-3 ですが、市民後見人養成修了者が現在約 50 名とのことですが、現員は 25 名になっています。残り 25 名の方は、本人の都合等により、登録サポーターから外れたのでしょうか。

事務局

約 50 名の修了者のうち、次のステップとして実際に後見サポーターになるかどうかというところで、御家庭の事情や本人の事情等によりサポーターに登録されないという方もいらっしゃいました。また、1 度は、後見サポーターになられたものの、その後体調面や御家庭の事情により登録から外れられた方もいらっしゃいます。

委員

そういう方が、また後見サポーターをやりたいということはないですか。

事務局

今まではそのようなことはありませんが、ご希望があれば、個別に相談に応じようと思っています。

委員

資料2-2にもあるように、今年度はやはり新型コロナウイルスの緊急事態宣言の影響が大きかったのではないかと思います。電話相談や来所相談の件数も減っていたものが、戻りつつあるということですが、相談の中身とか、相談に来られなくて困ったということや、コロナの影響で、これまでと違った相談内容など、コロナによる影響は何かあったのかどうかを伺います。

事務局

実際に来所して相談したいという方もいらっしゃいました。コロナウイルス対策をご説明し、お急ぎであれば来所相談をお受けし、緊急性が低い場合は、少し時間をおいて、もう落ち着いてからという対応をさせていただきました。

委員

資料1-2で、ここでの出張講座は、対象が市民やケアマネジャー、民生委員など、多岐にわたっていますが、出張講座の内容はどのようなものなのかを教えていただきたい。

事務局

資料1-2において、対象が例えば、1番や8番の高齢者よろず相談センターからの依頼では、成年後見制度の概要についてというような基本的なことが多かった印象です。具体的には、出張講座については、事前に聞きたいこと等を用紙でいただいて、それに合った内容となるよう対応しています。

委員

ケアマネジャーや市民が対象というのと、また、地域包括センターが対象というのと、内容が違うのではないかと思います。その辺りはどうですか。

事務局

資料1-2の、1番目の依頼は地域の一般の方ですので、制度説明や後見制度の概要になります。それに対して8番目は、対象がケアマネジャーさんになっていますので、具体的な事例に即した形でお話をさせていただくことで、制度の説明そのものは大きくは変わりあり

ませんが、その中に盛り込む内容として、関係者の方や専門職の方の場合には、事例を交えて工夫をして実施しています。

会長

本日、議題（２）にもかかわるところだと思いますが、資料１－１の受任調整会議については、おそらく後見人とのマッチング機能ということになってくるのではないかと思います。受任調整会議では、どういうことを実際やっているのか、どういうことが問題となることが多いのですか。

事務局

成年後見利用支援センターの会議体として、受任調整・企画運営会議を偶数月（２カ月）に１回実施しています。タイトルは「受任調整・企画運営会議」という名称になっていますが、現状として、受任調整については、市民後見人養成の観点から、例えば後見サポーターをある具体的なケースにマッチングさせる、さらに後見サポーターとして１年以上の経験を積まれた方について家庭裁判所への推薦が適切かどうかという観点での受任調整に現状ではとどまっています。会長からのご質問は、このことは将来的な地域全体の受任調整も、という観点でお尋ねされているのではないかと思います。

その辺りは、（２）の議題の中で委員の皆様から意見をいただきながら、色々な条件整備も必要になってくるのではないかと思います。

議題２ 中核機関、地域連携ネットワークの在り方について、資料４－１を市課長代理、資料４－２をセンター班長、資料４－３及び４－４を市担当者から説明

【質疑】

副会長

資料４－１の（２）設置形態のところ、一部委託、一部直営とあります。その後の具体的な説明のところでは、基本的に委託となっている。この点、事務局として、どの点を行政で直営でやらないといけないと考えているのか、何か課題を持っているようでしたら教えてください。

事務局

具体的には、２の（３）利用促進機能の②市長申立て事務は、現在は全て直営で行っている状況です。親族を探すときに、公用で戸籍請求等をしてはいますが、それについては、やはり公的機関がやることではないかと思っています。課題としては、親族とのやりとりに時間が

かかっている状況があります。市長申立をする際に、親族に市長申立をすることについて文書を送ったときに、様々な反応をされ、その対応に時間がかかること、また、親族の方が多い場合等も、事務量がかなり多くなっています。親族とのやりとりについて、委託ができないかどうか、その辺りのことも今後検討をしていく必要があると考えているところです。

また、(3)③にあるように、受任調整機能ということで、市長申立については市の成年後見調整会議で検討していますが、受任調整というところで、その方にどのような方が後見人としてふさわしいかを検討するのに、もし市長申立以外のものもある場合、どこまでの情報を得て、どのようにしていくのか、家庭裁判所から情報が出るというのは期待できないと思っていますので、市の入手できる範囲の中で、どういった判断でやっていくのがいいのかというのが難しい部分があると思っています。この部分についても委託できるかどうかも含めて検討していく必要があると考えています。

副会長

以前から、委託となる場合、行政が持っている情報をどこまで提供できるのだろうか、という話があったと思います。なんとか整理してよい形になっていけばよいのではないかと思います。

委員

資料4-1の2、具体的機能(1)と(2)広報と相談については、今も実際にやっていて、実績も積んでいるので、心配はないのではないかと思います。

(3)の利用促進機能の③関係機関との連絡調整ですが、特に家庭裁判所との関係における受任調整機能については、ぜひとも家庭裁判所とも情報共有、意見交換をしっかりと、家庭裁判所から信頼を得られるようになればと思います。そのために、節目節目の重要な会議に、オブザーバーとして家庭裁判所の方に参加していただくなどで、家庭裁判所との信頼関係を築いていって欲しいと思います。

事務局

家庭裁判所との情報共有、関係強化という取り組みは必要だと思っています。以前はこの会議にも家庭裁判所の方がオブザーバーとして参加してもらったことがありました。今後もこのようなことができないかどうかと考えています。今後も家庭裁判所で市町村が集まる会議にも積極的に参加して、引き続き情報共有や、情報を早めにもらえるようにしていきたいと考えています。

委員

資料4-3の国の資料では、中核機関の機能や基本計画についてはいくつかのキーワードがある。権利擁護支援、中核機関自体が権利擁護支援の地域ネットワークということになる

が、資料4-3を見ても、あまり権利擁護支援という考えがない。どちらかというとな成年後見制度利用支援ということになっている。昨年度の会議報告のチーム支援の中身をみると、まさに成年後見制度の事務や、申立て書の書き方をどうするかではなくて、高齢者の包括的な暮らしを権利擁護支援の中で、「後見人は何を」「成年後見制度は何を」「支援者は何を」という振り分けをしていくことで、「良かったね」という結論が出ている。

国が示しているように、中核機関による成年後見制度利用支援と矮小化すると、後見人の仕事となってしまう。しかし、地域福祉リーディングプランにもあるように、きちんと高齢者や障がい者の権利擁護支援というフレーズをきっちり入れるのが大事ではないかと思う。そもそも、広報相談のところが、基本的に制度説明になっている。成年後見制度は一つの手段にすぎない。やはり、先程のチーム支援にあるように、地域福祉の中で、高齢での一人暮らし、老々介護、8050など、全般的な生きづらさを抱えている方々の権利擁護支援をしていかないといけない。そういう方々が相談しやすいような広報でないといけない。その部分で、出張講座に期待している。権利擁護支援が必要で、声なき人たちが相談を受ける第一線のケアマネジャーや地域包括支援センター、障がい者の相談支援者が気付いて、いつでも相談できるような広報にしないといけない。制度説明だけでは足りない。成年後見制度の利用の促進に関する法律を作ったことにならないのではないかと。

相談機能だが、資料4-3だと中核機関が一方向的に相談を受けるみたいになっているが、やはり権利擁護支援が一番必要な人の手前にいるのは、地域連携ネットワークの中に出ている地域包括支援センターの職員やケアマネジャー等の支援者だと思う。そのため、そういう人たちの相談力を上げることを事業として入れないといけない。権利擁護支援という観点で相談の感度を上げていく。「中核機関が受ける」ではなく、「地域の相談機能を育てていく」という事業展開にしていけないと、今までと何も変わらない。もう少し、しっかり相談における相談機関職員の権利擁護研修をやる。横浜はできるのかというくらいにやっている。平塚でも相談の視点や気付きについて、第一線にいる人にわかってもらう必要がある。ネットワークとして相談機能を果たすというようにしていけないと、中核機関だけがやってもだめであり、そこに専門職をきちんと供給して、チーム支援を導入していくことを考えて欲しいという感じがします。

あとは、市長申立については、平塚市は公正性と中立性があると思う。合議体を作っているので、平塚市は進んでいると思う。

受任調整や利用促進の申し立て相談をいかに受けるかという時に、資料4-1の裏面で委託先の職員が、人材的にどうなのかというのがポイントだと思う。従事する人材の確保は、委託の場合、利用促進機能や受任調整も含めて、土業関係や役割のこと、後見人の支援も複雑なものであるため、後見人の事務だけではなく後見人として親族間の関係や財産のことなど広い見識が必要となる。そういうことを委託で人材を確保しきれぬか。もし委託でやるとすれば、きちんと専門職チームによる監視というか、助言をする枠組みを作ってやっていないといけないのではないかと。今もやっていると思うが、専門職のチェック機能が必要で

はないか。権利擁護支援につなげるべきものは、しっかりつなげる。複雑な問題があった場合は家庭裁判所と協議した方がいいとするなどの利用促進や後見支援をやっていかないといけない。委託で職員の頭数を揃えればいいというものではないので、人材確保ということと、向上するための専門職チームをしっかりとセットして、それで件数を重ねるごとに、人材が育っていくという仕組みにしないと難しいのではないかと思う。

事務局

大きく2点御意見をいただきました。

成年後見制度というものを権利擁護支援という視点で考える必要があるということ、そして中核機関の人材確保の確保についてきちんとやる必要があるのではないかとという2点です。権利擁護全体として考えていく必要があるのは、委員の御意見のとおりだと思っています。それは中核機関だけでできることではないと思っています。そのための地域連携ネットワークがあるので、成年後見制度にかかわる高齢者や認知症の方、知的障がいの方に対して、どういった支援ができるのかというのを多くの方で考えていくような仕組みができるとよいのではないかと思う。ただ、その仕組みを作るのは簡単にはいかないだろうとは思いますが。委員の御意見のとおり、権利擁護全体として考える観点から仕組みを考えたいと思います。

2つの中核機関の人材確保についても、ここの資料での説明では、このような要件が必要であると記載しましたが、実際に資格要件を書いているだけです。人材をチームとして動くようにするために、成年後見利用支援センターの会議体がありますので、それを活用することも含めてどのような形がいいのかを考えていく必要があるかと思っています。

委員

資料4-1の2(2)相談機能②の職員とあるが、中核機関の職員というのは、センターの職員がそのまま移行するのではないだろうと理解しました。中核機関の職員の構成をどうするのか。構成員がどのようなになるのか。人材をどうするのか、色々な対応の仕方があると思いますが、組織編成をするのに当たり、社会的資源、市民後見人もいられる。多くの分野から人材の有効活用をはかってほしいと思います。

委員

チーム支援について。資料4-4イラストをみると、金融機関が入っている。金融機関がチーム支援に依頼してスムーズに入ってもらえるのか、また金融機関に限らないでしようが、継続的に同じ方がかかわってくれるのかどうか。金融機関がチーム支援に入るような仕組みが既にできているのかを教えてください。

事務局

まず、中核機関の職員についてですが、現時点で考えられるのは、成年後見利用支援センターの職員が入り、直営で市の職員、そのプラスアルファでどのような人が入るのかは今後考えていかなければいけないと思っています。御意見をいただきましたように、多様な人材がいる中で、どうするのがよいか今後考えたいと思います。

また、金融機関の関わりですが、確かに資料4-4の国が示しているイメージ図には書いてありますが、どこまで入ってもらえるのかについては、市も現状としては、情報を持っていません。考えられることとしては、後見信託預金などがありますので、そのような金融機関は御理解いただけるかもしれないと思っています。現状としては、そのようなところに声をかけて御協力をいただけるのかといったところだと思っています。

委員

知的障がいに関してのことで、高齢者の場合と少しちがうところもあるかもしれませんが、障がいのある当事者が自分で決める経験自体が少ないので、資料にあるような本人にかかわるあらゆる人の協力を得られるようなチーム支援がとても大切だと思います。ただ、支援をしてくださる人の思い込みや決めつけではなく、一人の人として尊重してもらえるようになればと思います。チームというのは色々な人の見方や考え方があり、ケースやパターンは参考になりますが、それにとらわれずに、ただチームというだけでなく、その中の信頼関係や共通理解が大事だと思います。10年ほど前に、平塚市から成育歴などを記載する「はぐくみファイル」をいただきました。これを有効活用していけば、色々な環境が変わったときに次の支援者にこのファイルをみていただくことで、本人のことを理解してもらえるようになるのですが、そのファイルを活かさず、環境が変わるたびに、一から細かく説明している状況です。その人の生きてきた人生の中に色々なヒントがあると思います。小さいころからのことを伝えていけるようなシステムがつながっていくようになることで、かかわっている人が楽になるようになるのではないかと、本人の考えていることや本人の思いに即した支援ができるようになるのではないかと、思います。市民後見人養成を修了された方が、退職されている方が多いのがとても気になりました。やっとの思いで大変な研修を修了されて市民後見人になったのに、色々事情があるにしても、やめてしまうという背景は気になっています。荷が重かったり、まじめで悩んでしまったりということがあるのかなと思います。みんなが大変でなく、その人を支援できる体制になっていただきたいと思います。成年後見制度も自分なりに勉強しています。その子のことは一番親がわかっていて、親としても周囲に正しく伝えていく責任があると思っています。ぜひチーム支援のときはそのことも含めてやっていっていただきたいです。とてもチームはいいなと思いますので、ぜひ生かしてもらえたらと思います。

会長

委員がお話されていたことに関連で、お話をさせていただきます。障がいのある方は、障がいによって様々な特性があると思いますので、その状況をよく知っているのは、同じ障がいをもっている親御さんや御家族ではないかと思います。もちろん、今すぐできるわけではないと思いますが、平塚市内には2つの特別支援学校があります。学校に通っている間は、親御さんたちはとても団結力があり、子どもたちのことに色々関心を持っています。卒業して、中には就労する方などいますので、少しお子さんの手が離れた親御さんに、ぜひ市民後見人になっていただき、他の障がいを持っている方々の後見の仕事をしていただいて、それをさらに世代ごとに受け継いでいく、そういう仕組みをつくれなないかと思います。平塚市の中核機関ではこのような事業を養護学校と連携して始めていく。このような親の会を世代ごとに、次の世代へ受け継いでいくことがあれば、全国で悩んでいる親御さんが、悩みを少しでも解消する方向になっていけたらと思います。委員がお話していたことを解決できるということではないかもしれないが、少しでもいい方向に進めることができるのではないかと考えています。

議題3 資料5を市担当者から説明

【質疑】

(特に意見等なし)

【閉会】

長時間にわたり御検討いただきましてありがとうございました。それでは、これで平塚市成年後見制度利用促進協議会を閉会いたします。どうもありがとうございました。